

祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク活動支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク推進協議会（以下「推進協議会」という。）及び祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク環境保全・人材育成部会（以下「部会」という。）は、祖母・傾・大崩ユネスコエコパークエリア内（以下「エリア内」という。）において、貴重な生態系の持続的な保全及び自然と共生した持続可能な発展を推進するため、祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク活動支援事業募集要項に基づき、エリア内の団体が実施する環境保全や自然環境の持続的利活用による地域の発展、次世代の担い手の確保・育成に資する活動に要する経費について、予算の定めるところにより補助金を交付するものとし、その交付については、この要綱の定めるところによる。

(補助対象経費及び補助金の額)

第2条 この補助金の交付の対象となる経費、補助金の額は別表1及び2のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添付し、祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク活動支援事業募集要項で定める期日までに提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（第2号様式）
- (2) 収支予算書（第3号様式）
- (3) 積算の算定根拠が確認できる設計書又は見積書等
- (4) 誓約書
- (5) その他部会長が必要と認める書類

2 第1項の規程による申請書を提出するにあたって、事業実施主体について当該補助金に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

(補助条件)

第4条 補助金の交付条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業の内容又は経費の配分の変更(部会長が定める軽微な変更を除く。)をする場合は、補助事業変更承認申請書(第4号様式)を部会長に提出し、その承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、事業中止(廃止)承認申請書(第5号様式)を提出し、部会長の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに部会長に報告し、その指示を受けること。
なお、事故が発生した場合は、速やかに補助事業事故報告書(第6号様式)を部会長に報告し、その指示を受けること。
- (4) この補助金に係る収入及び支出を明らかにした預金通帳、金銭(預金)出納簿等の帳簿及び契約書、領収書等の証拠書類は、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管すること。
- (5) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)又は暴力団(同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。)若しくは暴力団員と密接な関係を有するものであってはならないこと。
- (6) この補助事業によって取得し、又は効用の増加した財産(以下「財産」という。)は、部会長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け又は担保の用に供してはならないこと。ただし、減価償却の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。)に定められている財産については、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間を経過している場合はこの限りではないこと。
- (7) 部会長の承認を受けて財産を処分したことにより収入があった場合は、その収入の全部又は一部を推進協議会に納付させることがあること。
- (8) 第3条第2項ただし書きの規定により補助金の交付申請をした場合は、第10条の規定による実績報告書の提出時に、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告すること。
- (9) 第3条第2項ただし書きの規定により補助金の交付申請をした場合は、第11条の規定による補助金の額の確定通知を受けた後において、消費税等の申告により当該補助

金に係る消費税等仕入控除税額が確定したときは、その金額（前号の規定により減額した場合は、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を補助金に係る消費税等仕入控除税額確定報告書（第7号様式）により速やかに部会長に報告するとともに、当該金額を返還すること。

(10) 第4条第1項第1号の規定による部会長の定める軽微な変更の範囲は、次のとおりとする。

イ 事業の実施箇所や事業内容の重要な変更以外の変更

ロ 補助対象経費の20パーセント以内の増減

(補助金の交付決定の通知)

第5条 補助金の交付決定の通知は、補助金交付決定通知書（第8号様式）により行うものとする。

(申請の取下げのできる期間)

第6条 申請の取下げのできる期間は、補助金交付決定通知書を受理した日から起算して15日を経過した日までとする。

(補助金の交付方法)

第7条 この補助金は、精算払の方法により交付する。ただし、部会長が必要と認める場合は概算払の方法により交付することができる。

(補助金の交付請求)

第8条 補助金の交付決定の通知を受けたものが、補助金の交付を請求しようとするときは、補助金交付請求書（第9号様式）を部会長に提出しなければならない。

(実績報告)

第9条 実績報告は、補助事業実績報告書（第10号様式）によるものとし、次に掲げる書類を添付し、事業完了若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日、又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の3月20日のいずれか早い期日までに部会長に提出しなければならない。

(1) 事業実績書（第11号様式）

(2) 収支精算書（第12号様式）

- (3) 契約書又は見積書の写し
- (4) 完成写真等
- (5) 領収書又は請求書の写し
- (6) その他部会長が必要と認める書類

(補助金の額の確定通知)

第10条 補助金の額の確定通知は、補助金の額の確定通知書(第13号様式)により行うものとする。

(書類の提出部数等)

第11条 この要綱の規定により部会長に提出する書類の部数は1部とし、その様式及び提出期限は、この要綱の本則に定めのあるもののほか、別に部会長が定めるところによる。

附 則

この要綱は、令和5年度の予算に係る祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク環境保全活動支援事業費補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和8年度の予算に係る祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク活動支援事業費補助金から適用する。

別表 1

補助対象事業	事業実施主体	補助対象経費	補助率等
<p>祖母・傾・大崩ユネスコエコパークエリア内で実施する環境保全活動や自然環境の持続的利活用による地域の発展、次世代の担い手の確保・育成に資する活動で、下記のいずれかに該当する取り組み</p> <p>(1) 森林、里地里山等の整備や自然環境保全につながる清掃、美化活動、ユネスコエコパークの周遊、案内につながるものなどの自然環境整備</p> <p>(2) 希少な動植物や特定の地域のみで生息する動植物の保護及び調査研究などの動植物の保護</p> <p>(3) 地域内外への普及啓発や情報発信</p> <p>(4) 郷土の自然や文化を学ぶ機会の創出、伝統芸能等の継承</p> <p>(5) 自然体験や自然の持つ癒やし効果を軸とするツーリズムの振興</p> <p>(6) その他、部会長が認める活動</p>	祖母・傾・大崩ユネスコエコパークエリア内の団体	事業実施主体が事業を実施するのに要する経費（詳細別表2）で人件費などの事務的・管理的な経費及び用地取得費等を除く。	補助率10分の10以内。 1団体につき100千円を限度とする。 ただし補助対象経費が100千円に満たないときは、その額を上限とする。

別表 2

「補助対象経費」詳細

項目	補助対象経費の内訳
報償費	講演会、研究会等の講師に対する謝礼金
旅費	講演会、研究会等の講師に対する旅費の実費弁償費用
需用費	活動に必要な消耗品及び資材等の購入に要する費用 ※消耗品費、修繕料 ※消耗品費とは単体で取得価格が10万円未満のもの
役務費	広告料、手数料、保険料
委託料	調査委託費等の委託料
使用料及び賃借料	活動に必要な備品、機器リースに要する経費
原材料費	資材等の購入に要する費用

第1号様式(第3条関係)

年度祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク活動支援事業費補助金交付申請書

第 号
年 月 日

祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク推進協議会
環境保全・人材育成部会長 殿

住 所
氏 名

年度において、下記のとおり祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク活動支援事業を実施したいので、補助金 円を交付されるよう、祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク活動支援事業費補助金交付要綱第3条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 事業の目的

2 事業の完了予定年月日 年 月 日

3 添付書類

- (1) 事業計画書(第2号様式)
- (2) 収支予算書(第3号様式)
- (3) 積算の算定根拠が確認できる設計書又は見積書等
- (4) 誓約書
- (5) その他部会長が必要と認める書類

第2号様式(第3条関係)

事業計画書

1 事業日程及び事業の内容

事業名	
補助事業者名	
事業箇所	
事業実施期間	年 月 日 ~ 年 月 日
事業の内容	
事業の効果	

※祖母・傾・大崩ユネスコエコパークエリア内であることがわかるように必要に応じて図面等を添付すること。

2 事業に要する経費

(単位:円)

補助対象経費	経費の内訳

第3号様式（第3条関係）

収支予算書

1 収入

（単位：円）

項目	予算額	備考
合計		

2 支出

（単位：円）

項目	予算額	備考
合計		

※備考欄には積算の根拠を記載し、見積書等を添付すること。

※支出の項目欄には別表2の項目を記載すること。

誓 約 書

私は、下記の事項について誓約します。

記

- 1 自己又は自己の役員等は、次の各号のいずれにも該当しません。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 暴力団員が役員となっている事業者
 - (4) 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
 - (5) 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
 - (6) 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者
 - (7) 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
 - (8) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- 2 1の(1)から(8)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

年 月 日

祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク推進協議会
環境保全・人材育成部会長 殿

[法人、団体にあつては事務所所在地]

住 所

(ふりがな)

氏 名

生年月日 (明治・大正・昭和・平成) 年 月 日(男・女)

第4号様式(第4条関係)

年度祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク活動支援事業変更承認申請書

第 号
年 月 日

祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク推進協議会

環境保全・人材育成部会長 殿

住 所
氏 名

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった 年度祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク活動支援事業について、下記のとおり変更したいので、承認されるよう祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク活動支援事業費補助金交付要綱第4条第1項第1号の規定により申請します。

記

1 変更の理由

(注) 以下、第1号様式の記の2以下に準じて作成するものとし、変更前と変更後が比較対照できるよう、変更部分を二段書きにし、変更前をカッコ書きで上段に記載すること。

第5号様式(第4条関係)

年度祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク活動支援事業中止（廃止）承認申請書

第 号
年 月 日

祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク推進協議会

環境保全・人材育成部会長 殿

住 所
氏 名

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった 年度祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク活動支援事業について、下記のとおり中止（廃止）したいので承認されるよう、祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク活動支援事業費補助金交付要綱第4条第1項第2号の規定により申請します。

記

- 1 中止（廃止）の理由
- 2 中止の期間（又は廃止の期日）
- 3 中止（廃止）後の措置

第6号様式(第4条関係)

年度祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク活動支援事業事故報告書

第 号
年 月 日

祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク推進協議会
環境保全・人材育成部会長 殿

住 所
氏 名

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった 年度祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク活動支援事業について、下記の事故が発生したので、祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク活動支援事業費補助金交付要綱第4条第1項第3号の規定により報告します。

記

- 1 事故の内容及びその原因
- 2 事業の現在の進捗状況
- 3 現在までに要した経費
- 4 事故に対してとった処置
- 5 補助事業の遂行及び完了の予定

第7号様式（第4条関係）

年度祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク活動支援事業費補助金に係る
消費税等仕入控除税額確定報告書

第 号
年 月 日

祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク推進協議会
環境保全・人材育成部会長 殿

住 所
氏 名

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった 年度祖母・傾・大崩
ユネスコエコパーク活動支援事業費補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定したので、
祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク活動支援事業費補助金交付要綱第4条第1項第10号の
規定により報告します。

記

- | | | | |
|---|--------------------------|---|---|
| 1 | 補助金の額の確定額 | 金 | 円 |
| | （ 年 月 日付け 第 号による額の確定通知額） | | |
| 2 | 補助金の額の確定時に減額した消費税等仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 3 | 消費税等の申告により確定した消費税等仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 4 | 補助金返還相当額（3－2） | 金 | 円 |
| 5 | その他 | | |
- （1）別紙を添付すること。
- （2）その他参考となる書類
消費税確定申告の写し及びその添付書類（補助金に係わるもの）を添付すること。

別 紙

年度祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク活動支援事業費
補助金に係る消費税等仕入控除税額集計表

仕入に係る消費税額及び 地方消費税額 (A)	補 助 率 (B)	仕入に係る消費税等仕入 控除税額 (A×B)	備 考

(注) 1 「仕入に係る消費税額及び地方消費税額」欄は、補助対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法の規定により、仕入に係る消費税額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額を記載すること。

2 「仕入に係る消費税等仕入控除税額」欄は、補助対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法の規定により、仕入に係る消費税額として控除できる金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額を記載すること。

第8号様式(第5条関係)

年度祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク活動支援事業費補助金
交付決定通知書

第 号
年 月 日

殿

祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク推進協議会
環境保全・人材育成部会長

年 月 日付け 第 号で交付申請のあった 年度祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク活動支援事業費補助金については、下記のとおり交付することに決定したので、祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク活動支援事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第5条の規定により通知します。

記

- 1 補助対象経費 金 円
- 2 補助金の交付決定額 金 円

3 補助条件

- (1) 補助事業の内容又は経費の配分の変更(部会長が定める軽微な変更を除く。)をする場合は、補助事業変更承認申請書(第4号様式)を部会長に提出し、その承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、事業中止(廃止)承認申請書(第5号様式)を提出し、部会長の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに部会長に報告し、その指示を受けること。
なお、事故が発生した場合は、速やかに補助事業事故報告書(第6号様式)を部会長に報告し、その指示を受けること。
- (4) この補助金に係る収入及び支出を明らかにした預金通帳、金銭(預金)出納簿等の帳簿及び契約書、領収書等の証拠書類は、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管すること。
- (5) この補助事業によって取得し、又は効用の増加した財産(以下「財産」という。)は、部会長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け又は担保の用に供してはならないこと。ただし、減価償却の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。)に定められている財産については、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間を経過している場合はこの限りではないこと。
- (備考) 要綱第4条第1項第1号の規定による補助事業変更承認申請書(第4号様式)に基づき、変更交付決定をする場合は、この様式中「交付決定通知書」を「変更交付決定通知書」に、「交付申請」を「変更承認申請」に、「交付」を「変更交付」に、それぞれ読み替えるものとし、記の1及び2については、変更前をカッコ書きで上段に記載すること。

第9号様式(第8条関係)

年度祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク活動支援事業費補助金交付請求書

第 号
年 月 日

祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク推進協議会
環境保全・人材育成部会長 殿

住 所
氏 名

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった 年度祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク活動支援事業費補助金 円を精算払（概算払）の方法により交付されるよう、祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク活動支援事業費補助金交付要綱第8条の規定により請求します。

記

補助金交付 決 定 額	既受領額	今回請求額	残 額	事業完了予定 (完了)年月日
円	円	円	円	

補助金振込口座

振込先銀行名（支店）

フリガナ

口座名義、口座種別、口座番号

第10号様式(第9条関係)

年度祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク活動支援事業実績報告書

第 号
年 月 日

祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク推進協議会
環境保全・人材育成部会長 殿

住 所
氏 名

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった、年度祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク活動支援事業について、下記のとおり実施したので、祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク活動支援事業費補助金交付要綱第9条の規定により、その実績を関係書類を添えて報告します。

記

1 事業の効果

2 事業の完了年月日

年 月 日

3 添付書類

- (1) 事業実績書(第11号様式)
- (2) 収支精算書(第12号様式)
- (3) 契約書又は見積書の写し
- (4) 完成写真等
- (5) 領収書又は請求書の写し
- (6) その他部会長が必要と認める書類

第11号様式(第9条関係)

事業実績書

1 事業日程及び事業の内容

事業名	
補助事業者名	
事業箇所	
事業実施期間	年 月 日 ~ 年 月 日
事業の内容	
事業の効果	

※祖母・傾・大崩ユネスコエコパークエリア内であることがわかるように必要に応じて図面等を添付すること。

2 事業に要した経費

(単位：円)

補助対象経費	経費の内訳

第12号様式（第9条関係）

収支精算書

1 収入

（単位：円）

項目	精算額	予算額	増減	備考
合計				

2 支出

（単位：円）

項目	精算額	予算額	増減	備考
合計				

※支出の項目欄には別表2の項目を記載すること。

第13号様式(第10条関係)

年度祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク活動支援事業費補助金の
額の確定通知書

第 号
年 月 日

殿

祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク推進協議会
環境保全・人材育成部会長

年 月 日付け 第 号で提出のあった 年度祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク活動支援事業実績報告書に基づき、年 月 日付け 第 号による
交付決定通知に係る補助金の額 円については、金 円
に確定したので、祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク活動支援事業費補助金交付要綱第10
条の規定により通知します。